

防地防第4543号
20.4.9

各地方防衛局長 殿

事務次官

第一種区域における建替住宅の防音工事の助成について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。なお、第一種区域内における建替住宅の防音工事の助成について（平成10年5月29日。施本施第418号（CFT））は廃止する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく住宅の防音工事の助成のうち、第一種区域の指定の際現に所在する住宅（以下「従前の住宅」という。）が建て替えられた場合における建て替え後の住宅（従前の住宅の建て替えに併せて防音工事を行う住宅を含む。以下「建替住宅」という。）の防音工事の助成に関しては、別に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 建替住宅の防音工事の助成については、従前の住宅の戸数の範囲内で行うものとし、次の各号に掲げる建替住宅であって、従前の住宅の滅失時における所有者と防音工事の実施時における所有者が同じもの又は従前の住宅の滅失時における居住者と防音工事の実施時における居住者が同じものを優先的に助成するものとする。ただし、従前の住宅が防音工事実施済みである場合においては、従前の住宅の建て替えに併せて防音工事を行う住宅を除き、従前の住宅に対する直近の防音工事（機能復旧工事を除く。）完了後10年以上の建替住宅に限るものとする。
 - (1) 老朽化に伴う建替住宅
 - (2) 地震、台風等の災害又は火災等（従前の住宅の滅失時における所有者又は当該従前の住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の責めに帰すことのできない事由に限る。）による滅失又は損壊に伴う建替住宅
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる事業の実施による移転に伴う建替住宅
 - (4) 法第5条第1項による移転（第一種区域への移転が社会生活上やむを得ないと認められるものに限る。）に伴う建替住宅
 - (5) 経年の生活様式の変化に伴う建替住宅
- 2 建替住宅の防音工事の助成に当たっては、所有者等から提出された住宅防音事業補助金交付申込書等の記載内容と添付書類との照合を行うとともに、必要に応じ従前の住宅の滅失に係る現地確認を行うなど、更なる厳正な審査に努めるものとする。

また、当該助成の時期等については、予算の効率的な執行の観点から、できる限り従前の住宅の建て替えに併せて防音工事を行うよう、所有者等との間で綿密な調整を行う等適切な措置を採るものとする。
- 3 この通達に定める事項の実施を含め、建替住宅の防音工事の助成に当たり疑義が生じた場合には、その都度、地方協力局長と協議するものとする。